平成29年	1　月	143,970	48,460
	2　月	159,710	64,510
	3　月	175,400	80,510
	4　月	191,030	96,450
	5　月	206,830	—
	6　月	222,590	—
	7　月	238,290	—
	8　月	253,940	—
	9　月	269,540	—
	10　月	285,080	—
	11　月	300,580	—
	12　月	316,030	—
平成30年	1　月	331,420	—
	2　月	346,770	—
	3　月	362,070	—

別表第三十九（第七条第二項関係）〔平成30年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成28年	
			4　月	10　月
平成28年	5　月	昭和21年５月２日から昭和21年６月１日までに生まれた者	円 16,210	円 —
	6　月	昭和21年６月２日から昭和21年７月１日までに生まれた者	32,360	—
	7　月	昭和21年７月２日から昭和21年８月１日までに生まれた者	48,460	—
	8　月	昭和21年８月２日から昭和21年９月１日までに生まれた者	64,510	—
	9　月	昭和21年９月２日から昭和21年10月１日までに生まれた者	80,510	—
	10　月	昭和21年10月２日から昭和21年11月１日までに生まれた者	96,450	—
	11　月	昭和21年11月２日から昭和21年12月１日までに生まれた者	112,340	16,210
	12　月	昭和21年12月２日から昭和22年１月１日までに生まれた者	128,180	32,360
平成29年	1　月	昭和22年１月２日から昭和22年２月１日までに生まれた者	143,970	48,460
	2　月	昭和22年２月２日から昭和22年３月１日までに生まれた者	159,710	64,510
	3　月	昭和22年３月２日から昭和22年４月１日までに生まれた者	175,400	80,510
	4　月	昭和22年４月２日から昭和22年５月１日までに生まれた者	191,030	96,450
	5　月	昭和22年５月２日から昭和22年６月１日までに生まれた者	206,830	—
	6　月	昭和22年６月２日から昭和22年７月１日までに生まれた者	222,590	—
	7　月	昭和22年７月２日から昭和22年８月１日までに生まれた者	238,290	—
	8　月	昭和22年８月２日から昭和22年９月１日までに生まれた者	253,940	—
	9　月	昭和22年９月２日から昭和22年10月１日までに生まれた者	269,540	—
	10　月	昭和22年10月２日から昭和22年11月１日までに生まれた者	285,080	—
	11　月	昭和22年11月２日から昭和22年12月１日までに生まれた者	300,580	—
	12　月	昭和22年12月２日から昭和23年１月１日までに生まれた者	316,030	—
平成30年	1　月	昭和23年１月２日から昭和23年２月１日までに生まれた者	331,420	—
	2　月	昭和23年２月２日から昭和23年３月１日までに生まれた者	346,770	—
	3　月	昭和23年３月２日から昭和23年４月１日までに生まれた者	362,070	—

別表第四十（第七条第三項関係）〔平成30年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成28年	
		4　月	10　月
平成28年	4　月	円 16,210	円 —
	5　月	32,360	—
	6　月	48,460	—
	7　月	64,510	—
	8　月	80,510	—
	9　月	96,450	—
	10　月	112,340	16,210
	11　月	128,180	32,360
	12　月	143,970	48,460